

一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第23条の規定に基づき、この法人の役員を選任に関する必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 正会員とは、この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員である法人又は団体をいう。
- (3) 総会とは、この法人のすべての正会員をもって構成される会議をいう。
- (4) 通常総会とは、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催される総会をいう。
- (5) 臨時総会とは、理事会の決議または正会員による招集の請求等により開催される総会をいう。
- (6) 公示とは、役員選任が行われる総会開催日等を、正会員等に適当な方法で通知することをいう。
- (7) 立候補とは、自薦又は本人の承諾を得た他薦をいう。

(役員の数及び任期)

第3条 役員の数、理事を3人以上10人以内、監事を3人以内とする。

2 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する臨時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前項の規程にかかわらず、任期終了前に退任した役員補欠として又は増員により選任された役員任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員選任の時期)

第4条 役員は、西暦の奇数年に開催される通常総会において選任する。

2 前項の規程にかかわらず、定款に定める役員の数に欠員を生じた場合、欠員を生じた役員を臨時総会において選任する。

3 前2項の規定にかかわらず、この法人の運営上の必要から役員増員が必要となった場合、増員する役員を臨時総会において選任する。

4 前3項の規程にかかわらず、この法人の設立事業年度終了の日までに開催されるい

ずれかの臨時総会において、定款に定める設立時役員以外の設立事業年度における役員を選任する。

(公示)

第5条 理事長は、役員選任に関する公示を、役員選任が行われる総会開催日の30日前までに行わなければならない。

(立候補)

第6条 役員の立候補者は、役員選任が行われる総会開催日の30日前から20日前までに、正会員2団体以上の推薦とともに、所定の立候補届を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、理事のうち法人の運営に精通する者については、理事会が推薦し立候補者とすることができる。

3 前2項の規程にかかわらず、監事のうち法人の運営に精通する者については、理事会が推薦し立候補者とすることができる。

4 立候補者が定款に定める役員の定数に満たないとき、又は立候補届の提出期日後に辞退等があつて定款に定める役員の定数に不足を生じた場合は、理事会が立候補者を推薦し、総会の承認を得るものとする。

5 立候補者の氏名は、総会の招集通知とともに正会員に通知する。

(決議)

第7条 役員選任の決議に際しては、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 役員選任の決議に際しては、立候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。立候補者の合計数が定款に定める役員の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。

5 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

6 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

7 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日

時の直前の業務時間の終了時まで、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。

8 前2項により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(補則)

第8条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から施行する。

2 この規程の改定は、理事会の承認（令和4年2月3日）をもって施行する。